

会議録（最終版）

附属機関又は 会議体の名称	第11回 豊島区景観審議会デザイン検討部会	
事務局（担当課）	都市整備部 都市計画課	
開催日時	平成30年10月1日（月） 午後5時30分～6時30分	
開催場所	804会議室	
会議次第	1. 開会 2. 議事 議事1：豊島区景観形成ガイドライン～公共施設編～について 3. 閉会	
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明 （芝浦工業大学工学部建築学科教授）・村木 美貴（千葉大学大学院 工学研究科教授）・加藤 幸枝（有限会社クリマ取締役）
	事務局	都市計画課長・都市計画課都市計画グループ
傍聴者	0名	

審議経過

1 開会

2 議事

議事 1：豊島区景観形成ガイドライン～公共施設編～について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・参考資料 1-3 について、参考資料 1-2 の素案 P 1 3 の方針 1 に対して、良い事例と失敗例が記載してあり、全ての方針に対して、これらの内容を記載していくということか。

(事務局)

- ・参考資料 1-2 の素案 P 1 5 の「Ⅲ方針の実現に向けた取組」では、方針を実現するための具体的な方法を示している。この内容について、イメージ等を用いてより分かりやすくしたいと考えており、その案が参考資料 1-4 となっている。方針よりも、より実務レベルに落とし込んだ形で、事例や失敗例を示したいと考えている。

(委員)

- ・失敗例についても写真が用いられるのか。

(事務局)

- ・写真を用いることも検討している。

(委員)

- ・区外の実例の写真も失敗例として使用することがあるのか。

(委員)

- ・具体的な失敗例を出そうとすると、どの事例を失敗と言ってしまっているのかの判断が難しくなると思う。

(事務局)

- ・失敗例として写真をしようするのは難しいかもしれないが、文章での表現を工夫したい。また、景観のビフォーアフターを示すことも検討したい。

(委員)

- ・参考資料 1-2 に記載してある失敗例も文章だけだと分かり難い。写真を入れるのが難しいのであれば、イラストで表現するなどの工夫が必要だと思う。
- ・参考資料 1-2 については、各方針の解説を A 4 で 1 ページ程度記載する考えということ

か。

(事務局)

- ・多くても、A4で2ページ程度と考えている。

(委員)

- ・前回よりも良い構成になっていると思う。
- ・資料1-2の素案P10の「②整備・維持管理に関する動向」のコラムについて、文章中では、エリアマネジメントの施策について触れているが、コラムは、様々なイベントが展開されているという内容になっている。施策の展開としてイベントを行うことで景観がどのように向上したのか、それらの取組みが景観形成にどのように寄与するのかといった、成果や期待される効果が語られていないとコラムとしてつらいと感じた。
- ・素案P16の「方針3 景観の『図』と『地』の関係を意識します」の方針の実現に向けた取組について、例えば、公園等で「図となる公園は、シンボル性の高い、美しく洗練されたデザインとする」とあるが、何が図となる公園なのか、美しく洗練されたデザインとはどのようなものかという点が課題である。図となるもの、地となるものの前提がしっかりと意識されることの方が大事だと思う。
- ・配慮事項はまずは頭出しをしていく段階だと思うが、配慮することによって、どのように景観が向上するのか、その道筋がもう少し分かるようになると良いと思う。

(事務局)

- ・それぞれの手法に対して、どのような成果が期待できるのか、しっかりと整理したい。

(委員)

- ・前回提示されたものより格段に良くなっていると評価できるが、そもそも「景観形成ガイドライン公共施設編」というタイトル自体が正しいものなのか、疑問を感じる。ファシリティ単位でガイドラインをつくってしまうと、限界が生じる気がしている。例えば、公共施設・公共空間編にしてはどうか。
- ・公園をつくる際には、周りの道路と公園の関係を考える必要がある。しかし原案だと、結局は区役所の中の縦割りが現れてしまっている。最初の構想段階の部分で、今回手がけようとしている公共施設と、その周辺にある公共施設の関係によって生まれている公共空間を、より価値の高いものにしていくのかという視点が必要だと思う。
- ・公共施設の明確な定義はされていないが、公共建築物、道路・橋りょう、公園・緑地、それらの掛け算、建物と道路の関係、道路と公園の関係、そうしたことがもう一つ取り上げられるべきだと思う。
- ・「Public」は「公共」と訳すだけでなく、「みんなの」、「開かれた」、「市民の」といった意味もある。プロパティの間に生まれる公共空間に対して、ガイドラインで言及できると良いと思う。
- ・参考資料1-2の素案P9~11は、施設別にまとめているが、それらの間に生まれる空間を表現できないのか。原案だと、関係性のデザインについて記載が抜けている。割るこ

とは、分かりやすくする一つの手法だが、割ったものと割ったものをつなぎ合わせることで何が生まれるのかを考える必要がある。方針1から10までの掛け算があるかもしれないし、建物と道路と公園の掛け算かもしれない、それらの関係性の視点も必要である。

- ・参考資料1-2の素案P12のイメージにはレビューが必要である。評価を行って、次につながる視点が重要である。評価を行い、成功も失敗も経験として蓄積していけるようなサイクルとしてもらいたい。
- ・「図」と「地」の関係について、「地」と「図」の関係とした方が良い。「地」が暴れてしまっているところに、どんなに良い「図」を持ってきても、「地」と「図」の関係は成立しない。まずは、地模様を整えることが大事で、その上にアクセントのような「図」が差し込まれる形が適切である。まずは、「地」について解いた方が良い。

(事務局)

- ・今回、方針のまとめ方を施設別ではなく、方針を頭にした構成としている。

(委員)

- ・その点で一つブレイクスルーしている。もう一步頑張ってもらいたい。
- ・例えば、道路越しの公園の見えはとても大切である。方針として抜けているかもしれないが、都市空間から死角をなくすという視点がこれから重要になってくると思う。〇〇越しの見えがとても大事で、公共施設越し（窓越し）の道に対するまなざしなど、常に、視線は施設を超えて延伸していくものである。

(部会長)

- ・非常に大切な指摘だったと思う。基本事項の「(2) 施設別の景観まちづくりの視点」、もしくは「(1) 公共施設等の景観まちづくりにおける役割」など、大きな考え方の部分に盛り込まれると良いかと思う。

(委員)

- ・辞書のようなものはできていて、設計者を選定する際に設計者に伝えるような言葉はいくつか入っていると思う。もう一つは、どのようにすれば、となりの部署と協議をする際の辞書になるのかという視点が必要である。

(委員)

- ・全体の構成にも関係してくると思う。方針や「Ⅲ. 方針の実現に向けた取組」と「Ⅳ. 景観デザインの参考集」がどのように対応するのかも考える必要がある。

(委員)

- ・要素が細かくあるので、例えば、道路の場合に、道路が何と関係しているのかを示すなど、どれとどれが関係するのか、前段に記載されると良いのではないかと思った。道路のセクションでは緑地も見ないといけない、何を見ないといけないのかがマトリックスのように示されていれば、道路であれば道路だけしか見ない、といったことにはならないのではないかと思った。

(委員)

- ・例えばポンチ絵など、道路や公共建築物があって、川が流れていて、橋があるとといった模式図上で、施設間のつながりが分かると良いと思った。

(部会長)

- ・景観形成ガイドライン屋外広告物編で作成したような図があると良いのではないかと。

(委員)

- ・個々の施設をどうするのかよりも、施設によってつくられる公共空間の質を高めていくことが重要である。

(事務局)

- ・基本事項において、都市空間における公共施設やそれらの関係を模式図で示し、それが方針や要素別にもつながるようなイメージということか。

(部会長)

- ・公共空間という言葉を使うのは新しいと思う。

(委員)

- ・ホテルのロビーもマンションのエレベーターホールも公共空間である。みんなに開かれた屋外空間を対象とするイメージである。

(事務局)

- ・本ガイドラインは行政をターゲットとしたものをつくろうとしている。ホテルのロビーまでを対象とすることは難しい。

(委員)

- ・公共空間の中でも、屋外空間を考えると良いと思う。みんなに開かれているような空間に対して、公共施設がどのように寄与できるのかを考えることが大切である。ガイドラインは、区の担当者であり、設計の委託先が使用するものであると思うが、それによって生まれるベネフィットを分かち合うのは、広く区民や都民である。

(事務局)

- ・関連する要素を限定列挙して明確にすると、そこしか見ない担当が出てくる可能性があるため、ある程度ぼやかした方が良いのではとも考えている。

(委員)

- ・自分のセクションしか見ないという人が多いと感じている。これも見ないといけないのだと、無理やりでも示した方が良いと考えての意見である。

(委員)

- ・縦軸と横軸の星取表のようなイメージか。

(委員)

- ・例えば道路では、道路だけを見れば良いのではなく、道路をつくるためには、もっと幅広く見ないといけないことへの理解につながると良いと思っている。

(委員)

- ・道路の周りには色々な要素があることが見えるようなイメージがあると良いと思う。

(事務局)

- ・「良好な景観形成に向けたイメージ」にレビューを追加するというものについて、確かに、PDCAでいうCが抜けていることは問題である。チェックをどのように入れると良いのか、何か良いお考えがあれば伺いたい。

(部会長)

- ・景観整備機構のようなものができると、それらの組織がチェックの役割を担うことになる。区の内部だけでは難しく、第3者的な機関が必要だと思う。

(委員)

- ・総合的な調整の確認や評価を目的としたデザインレビューのようなものがあると良い。

(委員)

- ・レビューしやすいようなフォームにまとめていくことも重要である。プロジェクトごとに、景観に対する取組みがまとめられ、蓄積できると良いと思う。それをHPにあげても良いかもしれない。
- ・そのような統一フォームがつくられると良いと思う。その中に、周辺の公共施設との関係性という項目があれば、取組みの促進にもつながるのではないかな。

(部会長)

- ・豊島区では、各施設の景観への配慮についてWEBサイトでの公開などに取り組んでいるのか。部会で審議のあった建築物等についてはどうしているのか。

(事務局)

- ・案件の措置状況説明書は公開している。

(部会長)

- ・公共施設についても、何らかのレビューを公開していくという方法はあると思う。

(委員)

- ・あらかじめ、評価のポイントが明確になっていると良いと思う。配慮した点とアウトプットとして、配慮したことによって得られた景観の姿、さらにアウトカムとして、そこがどのように利用され、いかなる波及効果を生んでいるかが分かると良い。

(部会長)

- ・前回の部会でも話した内容だが、東京都への姿勢はどのように考えているのか。原案では「理解と協力を求める」としているが、東京都の施設との関係が気になっている。江東区は東京都と対峙する姿勢が強い。

(事務局)

- ・ガイドラインができることが協議を行うきっかけとなると考えている。区としての考えが示されていない状況では、景観協議を行うことが難しい。ガイドラインが協議の基となるよう作成したい。

(部会長)

- ・雑司が谷霊園や都電など東京都の管轄の施設は多いと思う。大塚駅前なども、目の前に都

電があり、JRと東京都が相互に関係していると思う。

(委員)

- ・大塚駅前の計画は、もう少し頑張ればとてもいい公共空間ができたと思うので、残念である。

(部会長)

- ・都道や国道は、部会では協議ができない案件である。

(事務局)

- ・神田川の橋については、工作物として昨年度にアドバイザー会議を行った。
- ・今後出てくる予定の大規模なものは、池袋本町の都市計画道路で鉄道とのアンダーパスである。

(委員)

- ・参考資料1-3の素案のP5について、企画構想段階における、関連する様々な主体との企画調整を入れる必要がある。しかし、それを行うようなセクションがないなら、書いてもしょうがない。

(事務局)

- ・例えば、道路などでは説明会を行なっているが、景観の観点では行っていない。
- ・全体のランドスケープを調整するような考えはなく、パブリックコメントや説明会等で意見を聞き、それらに個別に対応するに留まっている。

(委員)

- ・企画の段階で意見を言えるといいが。

(委員)

- ・都市デザイン室を創設してはどうか。

(事務局)

- ・区内でも、池袋西口公園と前の道路をまとめて、一つの設計としてつくった事例はある。しかし、それは東京都主導のもので、今後、そういったことを行っていくとなると、誰が面倒を見るのが問題である。

(委員)

- ・長崎市では九州大学の准教授の先生を毎週呼んで、調整をしてもらっている。

(事務局)

- ・そのような取りまとめる人が必要である。

(部会長)

- ・民間の公開空地と公共施設の関係も考えた方が良くと思う。

(委員)

- ・公共空間とするなら、公開空地も含まれた方が良い。
- ・参考資料1-3の素案のP8について、「お手本」という表現が鼻に付く人もいると思う。規範とした方が良いのではないか。

- ・公共空間にまで踏み込んでいるガイドラインは23区内にもない。

(部会長)

- ・前回の部会で篠沢委員が、指定管理者に対する仕様書まで踏み込んでとは意見されていた。その辺りはもう少し考えた方が良い。

(事務局)

- ・指定管理者については、毎年レビューを行っている。そこに景観の要素も含まれると良い。

(部会長)

- ・指定管理者を想定せずに設計されている場合が多いため、難しいと思う。
- ・建築物について細かく記載している自治体もあるが、建築物編でしっかり記載してあるので、今回のガイドラインではそこまで細かく書く必要はないと思う。

以上